

「緑の回廊」設定の取り組みについて

計画第一部計画課 片岡 操

1 はじめに

国有林野事業は、平成10年10月の国有林改革関連法に基づき、抜本的な改革に取り組んでいるところである。

この改革においては、開かれた国有林を目指し、とりわけ公益的機能の発揮に重点を置いた管理経営の着実な推進に努め、公益的機能重視の管理経営を国民の目に見える形で推進する必要がある、その一方策として、国有林における森林生態系の保護や保全を図るために行う「緑の回廊」の設定の取り組みは、重要な位置づけにあると考えている。

これまでの「緑の回廊」の設定の取り組み内容について発表する。

2 「緑の回廊」とは

「緑の回廊」とは、原始的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地等である保護林間を連結する野生動植物の移動経路であり、野生生物の自由な移動の場として保護することにより、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を図り、分断された個体群の交流を通じた個体群の保全と遺伝的多様性の確保及び森林生態系の生物多様性の保全に資することを目的としているものである。(図-1)

3 「奥羽山脈縦断自然樹林帯整備構想」について

この「緑の回廊」の原案となったと思われる取り組みとして、平成8年度、当時の青森営林局が行った「奥羽山脈縦断自然樹林帯整備構想」がある。

この構想は、青森県八甲田山から宮城県蔵王山までのおよそ400kmに及ぶ東北地方の文化の背景ともいわれる奥羽山脈沿いに、国有林を対象とした天然林からなる連続した樹林帯を整備し、森林生態系保護地域を始めとする各種保護林の有機的な結合を図り、もって森林生態系のより効果的な保全に資することを目的としている。

この構想の特徴は、樹林帯に設定した森林の取扱いについては、林地外への転用の規制、人工林を天然林に誘導、分収造林地は伐採後天然林へ転換、放牧共用林野等については契約相手と相談のうえ天然林への転換を図ることなどである。

また、新たに保護林を6カ所、3万4千haを新設し、既設1万6千haを含め8カ所の保護林を平均1km幅の総面積3万6千haの樹林帯で連結し、合計面積は8万6千haに及んでいることにある。

こうした青森分局の画期的な取り組みは、地元自然保護関係者の提案がきっかけになっている。

4 「緑の回廊」設定の経緯について

林野庁においては、従前から森林生態系保護地域などの保護林を設定し、優れた自然環境を有する国有林野の保護や保全に努めてきたところである。

一方で、青森分局のような取り組みが進められるとともに、世界的にも環境問題が叫ばれ、生物多様性の保全に向けた新たな取り組みが求められている。

このような情勢に対応し、国有林野における「緑の回廊」の設定基準、取扱方針等の検討を行う、学識経験者等による検討会が平成11年9月に発足され、同年12月、設定方針が取りまとめられた。

この検討会報告を受けて、林野庁は、平成12年3月に「緑の回廊設定要領」を策定した。

設定の基準は、

- (1) 原則として、既存の保護林をそれぞれ連結する。
- (2) 原則として尾根、沢等の明確な地勢線により区画し、林小班単位で設定する。
- (3) 幅と長さは、原則として、各地域において食物連鎖の頂点に立つ動物種に着目する。

取扱方針は、

- (1) 設定した林分については、野生動植物の移動や休息採餌などの緑の回廊としての機能の発揮や多様化を図るための森林施業を実施すること。
- (2) 伐採を行う場合は、原則として、択伐、漸伐又は複層伐とすること。
- (3) 野生動植物の移動実態や森林施業との因果関係などを把握するため、モニタリングに努め、その結果を緑の回廊の設定及び取扱いに適切に反映させる。

設定手続きとしては、

- (1) 学術的知見を有する者、関係業界団体及び自然保護団体の代表により構成する設定委員会を開催し、管理局が作成する設定方針（案）について意見を求め、設定方針を取りまとめる。
- (2) その内容は、地域管理経営計画などに反映させることにより、緑の回廊の設定を行うものとする。

平成12年度から、各森林管理(分)局において緑の回廊の設定が進められ、平成13年4月1日現在、全国10箇所、約20万ha設定されている。

5 「奥羽山脈緑の回廊」の設定について

東北森林管理局と青森分局は、奥羽山脈沿いに「奥羽山脈緑の回廊」を平成12年度に設定した。(図-2)

設定委員会は、平成12年5月から10月にかけて、小委員会や現地検討会を含め、5回開催した。

「奥羽山脈緑の回廊」は、奥羽山脈沿いに約2kmの幅で、北は青森県の八甲田山周辺から、南は宮城、山形県の蔵王山周辺に至る、約400kmにわたって設定している。

設定面積は、約8万8千haで、連結される保護林約6万2千haを合わせると、約15万haになる。(表-1)

取扱いは、人工林の一部を多様な樹種や複数の階層からなる天然林に誘導する、野生動植物の生息などに影響しないような伐採箇所や時期を選定する、など野生動植物に配慮することになっている。

設定に当たって出された主な意見は、「奥羽山脈緑の回廊は単に貴重な動植物を守る、移動経路を確保するだけでなく、自然と人との共存を図ることや森林の連続性を確保す

ることに意義があるのではないか。」「特定の動植物種を対象とするのではなく、多種多様な生態系の機能を支える自然の連続性を確保することが必要である。」。

また、区域についても、より効果的なものにするため、森吉山、和賀岳、神室山周辺を拡張する必要があるという意見があった。

6 「白神八甲田緑の回廊」の設定について

東北森林管理局と青森分局は、平成13年度、「白神八甲田緑の回廊」の設定を進めている。(図-2)

設定委員会は、平成13年7月から10月にかけて、現地検討会を含め3回開催した。

「白神八甲田緑の回廊」は、白神山地森林生態系保護地域から、概ね青森県と秋田県境沿いに約2Kmの幅で、「奥羽山脈緑の回廊」の十和田湖周辺まで約50kmにわたって設定し、「奥羽山脈緑の回廊」と接続させた。

設定面積は、約2万2千haで、連結される保護林約1万7千6百haを合わせると、約3万9千6百haになる。(表-2)

設定に当たって出された主な意見は、「この回廊は既存の保護林と回廊を結ぶ形となっているので、回廊間のネットワーク化を促進することをもって、森林の連続性や生物の多様性の維持に大きく寄与するものである。」「国民に知って頂くためにも、森林環境教育の場として積極的に活用すべきである。」という意見があった。

また、本回廊の約3割が人工林であるという特徴から、「回廊内の森林の目指すべき林相を明確にすべきである」という意見があり、原則として広葉樹を中心とした天然林を指向することとした。

森林の取扱いは、天然林については、天然スギ及びヒバの択伐を除き、原則として伐採を行わないことにした。

人工林については、伐期の長期化を図るとともに、間伐を繰り返しながら天然性広葉樹の侵入を促し、段階的に天然林へ誘導することにした。これについては、局内部でもスギ林として立派に生長し、成林しているところを天然林にする必要はないという意見があった。

人工林を天然林に誘導する施業は、今までにない施業であり、研究が必要であるが、林野庁の今後の新たな取り組みと考えている。

7 今後の課題について

「緑の回廊」の設定時における課題としては、

(1) 保護林の拡充・新設

「緑の回廊」の核となる保護林の設定面積が連結される森林帯に比べ少ないことから、保護林の拡充・新設を検討する必要がある。

(2) 民有林との連携

「緑の回廊」のルート上に民有地が所在し、国有林のみでは途切れる部分がある。

これらの民有地の森林は所有区分が様々であることから困難な問題をはらんでいるが、関係者の理解を得るなど支援システムを構築するなど、民有林との連携を図ることにより、さらに連続した「緑の回廊」としての発展が望まれる。

(3) 鳥獣保護区の設定

「緑の回廊」は、動物の移動や繁殖の場として重要な役割を担うものであり、「緑の回廊」の鳥獣保護区指定に向けて関係機関と協議を進めている。

「緑の回廊」の設定後における課題としては、

(1) モニタリングの実施

「緑の回廊」は、野生動植物の移動実態や森林施業との因果関係を把握するため、継続的な観測や記録を実施することとされている。

現在、林野庁で検討されているマニュアルに基づき、大学、研究機関、自然保護団体の協力を得ながら積極的に実施することが必要と考えている。

(2) 分断されている箇所

道路、鉄道などによって、「緑の回廊」が分断されている箇所について、その対応について関係機関との連携が必要である。

(3) 利活用への対応

道路やダムなどの公共用施設など利活用の要請が予想される。

対応に当たっては、案件ごとに従来以上に地域関係者との対話を深めるなど、慎重な対応が必要となる。

(4) 機能類型の見直し

連結される森林の機能類型は、速やかに天然林に転換させるため、現状のままとしているが、「緑の回廊」に設定されたことによって、それぞれの機能類型の管理経営の指針にさらに取扱いが加えられ、施業の実行に混乱を来すおそれがある。

よって、「緑の回廊」内の森林の施業の指針作成や将来的には天然林として保全整備が進んだ段階で機能類型の見直しが必要と考えられる。

8 おわりに

「緑の回廊」の設定委員会においては、委員の方々から、幅広い知見に基づく、多方面からの有意義な意見を頂き、設定方針をまとめることができた。しかしながら、「緑の回廊」については、位置や区域などの設定を行ったにすぎない。

また、「緑の回廊」における野生生物の移動実態や森林施業との因果関係を実証するためには、長い時間を要するものと思われる。

今後、設定方針に基づき、生息生育環境の整備や巡視、モニタリングに努め、「緑の回廊」の機能発揮のための具体的な配慮のあり方を追究するとともに、新たな設定及び残された課題の解消に努めていきたいと考えている。

図-1 緑の回廊のイメージ

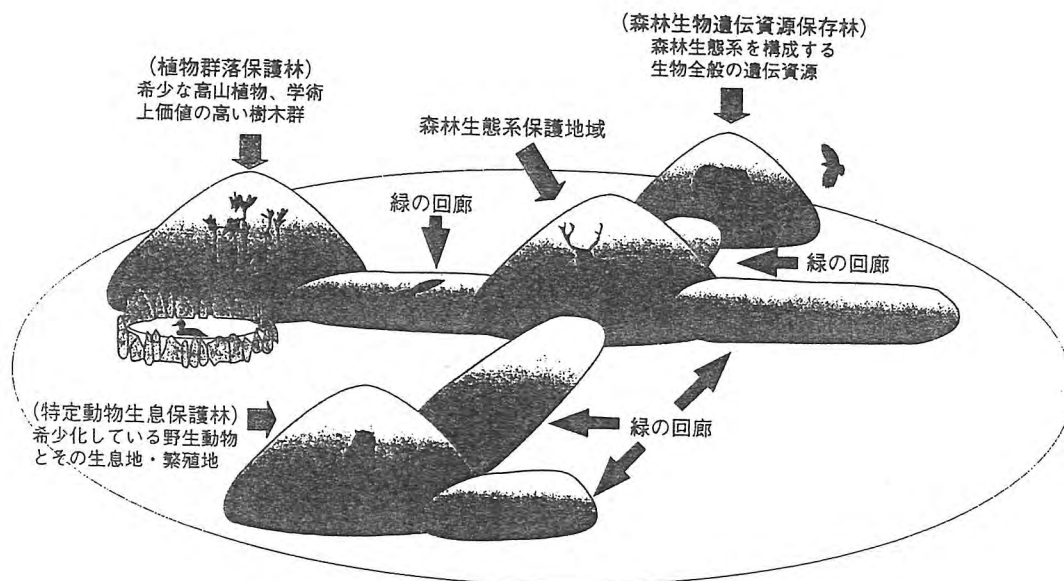


表-1 「奥羽山脈緑の回廊」の面積内訳

単位：ha

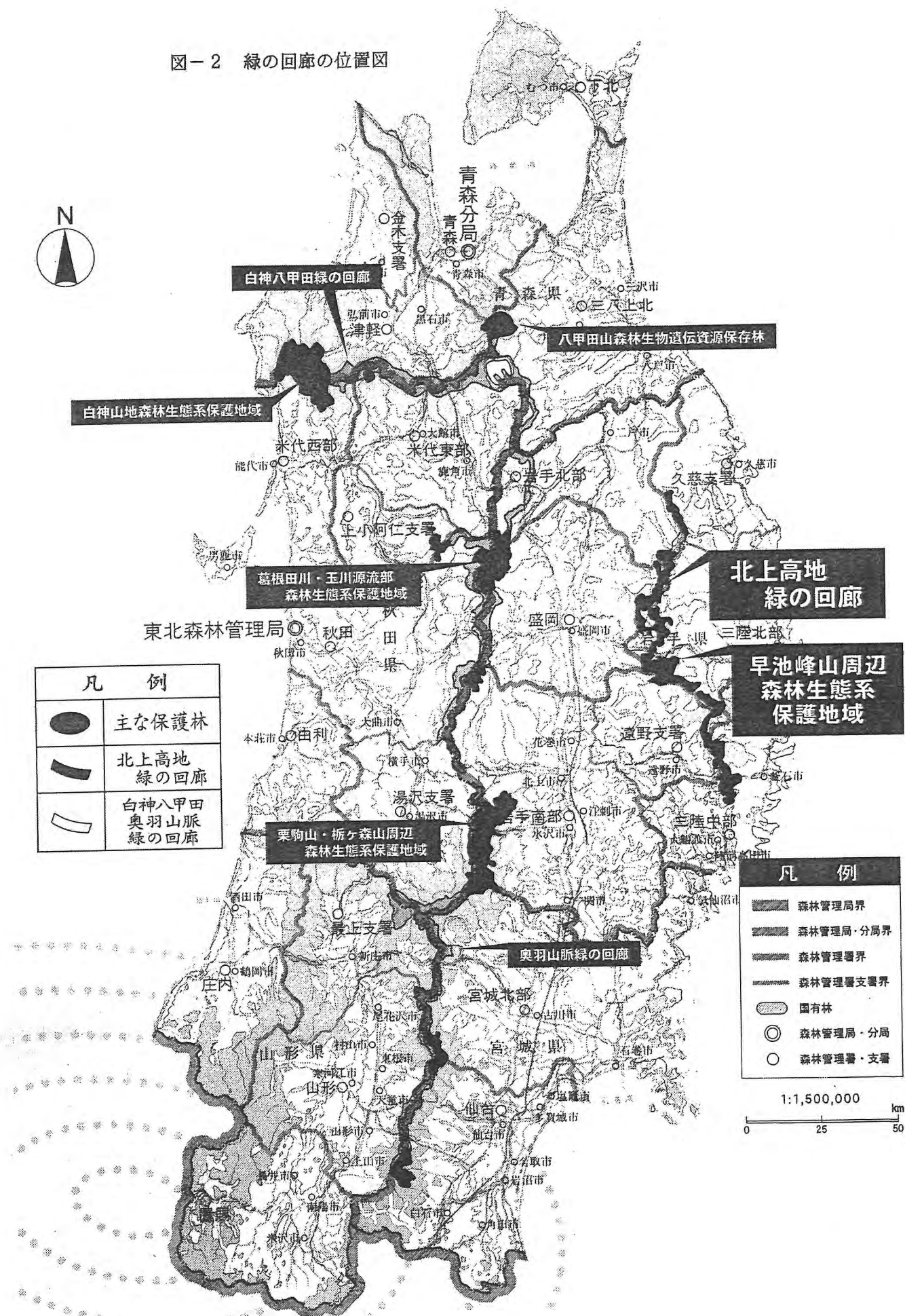
区分	緑の回廊	保護林	計
東北森林管理局	53,000	11,000	64,000
青森分局	35,000	51,000	86,000
計	88,000	62,000	150,000

表-2 「白神八甲田緑の回廊」の面積内訳

単位：ha

区分	緑の回廊	保護林	計
東北森林管理局	12,500	600	13,100
青森分局	9,500	17,000	26,500
計	22,000	17,600	39,900

図-2 緑の回廊の位置図



凡 例	
	主な保護林
	北上高地 緑の回廊
	白神八甲田 奥羽山脈 緑の回廊

凡 例	
	森林管理局界
	森林管理局・分局界
	森林管理署界
	森林管理署支署界
	国有林
	森林管理局・分局
	森林管理署・支署

1:1,500,000
0 25 50 km